

災害に備えましょう

自助と共助が大切です

自分でできること(自助)
災害から身を守るため、生活を守るために、普段から自分でできることに取り組みましょう

6月29日から断続的に降り続いた大雨により、被災された皆様方には心からお見舞い申し上げます。

市北部では、降り始めからの雨量が1000ミリを超える記録的な大雨となり、7月7日には大雨特別警報が発表されるとともに、7月8日未明には、市南部において時間雨量約1000ミリという記録的短時間大雨情報が発表されました。

幸いにも人的被害はありませんでしたが、住宅等の床上・床下浸水など多数の被害が発生しました。

災害は、いつ、どんな状況で起こるかわかりません。今一度災害について考え、備えておくことが重要です。

災害が起きたとき、最優先することは自分の身を守ることです。家庭で食料や医薬品の備蓄、家具の固定などに取り組むことで、自分や家族の身を守ることができ、被害が軽減されます。



▲大雨により線路が冠水しました。

ハザードマップで自宅の周りや近所の危険箇所を確認しましょう

水害や土砂災害などは、河川や山などの地形と深い関わりがあります。郡上市土砂災害ハザードマップにより、事前に危険な場所や避難場所、避難経路を確認するとともに、家族で話し合い、情報を共有しましょう。

土砂災害警戒情報が発表された場合や、大雨が予想される場合は、**早めに避難行動を開始し、避難を完了しましょう。**

気象情報と避難情報の種類を把握しましょう

☑気象・防災情報(岐阜地方気象台から発表)

▼大雨注意報

大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表

▼大雨警報(浸水害・土砂災害)

大雨によって、重大な災害が起る恐れのある場合に発表

▼土砂災害警戒情報

土砂災害発生危険度が非常に高まったときに発表

▼特別警報

重大な災害が起る恐れが著しく大きい場合に発表

▼記録的短時間大雨情報

数年に一度しか発生しないような短時間の大雨を観測した場合に発表

☑避難情報と避難行動

避難勧告などの避難情報は、市が発令し、防災行政無線などを通じてお知らせします。避難情報の内容によって、取るべき行動を家族で確認し合っておきましょう。

▼避難準備情報・高齢者等避難開始

人的被害の発生する可能性が高まったときに発令

●高齢者など避難に時間がかかる人は、避難所への避難を開始してください。

●その他の人は、家族との連絡、非常用持出品の用意など、避難の準備を開始してください。

▼避難勧告

人的被害の発生が明らかに高まったときに発令

●通常の避難行動ができる人は、避難所への避難を開始してください。

▼避難指示

人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断されたとき、または、人的被害が発生した時に発令

人的被害の発生が明らかに高まったときに発令

●通常の避難行動ができる人は、避難所への避難を開始してください。

▼避難指示

人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断されたとき、または、人的被害が発生した時に発令

●確実な避難を、直ちに完了してください。まだ避難していない対象住民は、直ちに避難してください。

※避難情報にとらわれず、周辺に異変があるなど、危険を感じた時は自主的に避難することが重要です。

家族の安全確認の方法を決めておきましょう

大規模災害発生時に、NTTが提供する音声伝言板です。1伝言あたり30秒以内の録音ができ、48時間保存(蓄積できる本数は提供時に決定)できます。

☑災害用伝言ダイヤル171

「171」をダイヤルし、つながったらガイダンスに従って伝言の録音・再生を行います。NTTの伝言ダイヤル以外にも、携帯電話各社が提供する災害用伝言板があります。

いざというときに、より確実に連絡が取りあえるように、家族にとって最適な方法を決めておきましょう。

おきましょう。
みんなができること(共助)
地域の防災訓練に参加しましょう

9月1日は、大正12年9月1日に発生した関東大震災にちなんで「防災の日」とされており、この防災の日を含む一週間(8月30日から9月5日)は「防災週間」として、全国各地で様々な防災訓練が実施されます。

防災訓練は、命を守る行動を身に付ける貴重な機会です。この機会に、想定した災害から命を守る行動や、災害が発生する前に行うべき行動を自分たちで考え、実際に役に立つ訓練を実施することで、災害時に、落ちていく迅速に行動することが可能となります。

郡上市では、9月2日(日)に美並町白山の日本まん真ん中センター周辺において、浸水害、土砂災害を想定した大規模現地訓練を実施します。

各地区においても、自主防犯会による防災訓練、消防団演習訓練が実施されますので、お住まいの地区などで実施される防災訓練への積極的な参加をお願いします。

(参考)ぎふ防災ハンドブック2018年度版

☎ 総務部総務課
67・1832